

八筑医発第28-315号
平成28年9月20日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

福岡市「障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」の更新について

標記の件について、平成28年10月1日付けで下記のとおり更新される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細については、福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係(092-711-4235)までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

<障がい者医療証>

色			一部自己負担 (1 医療機関あたり)	有効期間
区分	現行	新		
65 歳未満	水色	桃色	なし	H28. 10. 1～H29. 9. 30 ※65歳の誕生日前日または 精神手帳の有効期限とな る場合あり
65歳以上	白色	藤色		

- ・更新の申請は不要（新医療証は、所得が基準額以下となった方に対し9月下旬までに送付）
※平成28 年1 月2 日以降、市町転入により資格取得された方など、福岡市において所得が把握できない場合は所得証明等の提出が必要
- ・受給者番号の頭1桁が「8」から始まる7桁の番号に変更（2桁目以降も昨年度とは異なる番号）
- ・精神障がい者の精神科病床への入院費は助成対象外
- ・平成28 年10 月から3 歳以上で一定の障がいのある子どもは、重度障がい者医療を優先適用

<ひとり親家庭等医療証>

色			一部自己負担金 (1 医療機関あたり／薬局を除く)		有効期間
区分	現行	新			
ひとり親家庭・父母の不在児童	みどり色	オレンジ色	小学生～ 中学校1・2年生	入院外 800 円／月 入 院 徴収なし	<u>H28. 10. 1～H29. 9. 30</u> ※児童が年度の途中で18 歳になる場合は～H29. 3. 31
			中学校3 年生	入院外 800 円／月 入 院 500 円／日 (月 7 日限度) ※H29. 1～3月は徴収なし	
			高校生以上 (中学校卒業後)	入院外 800 円／月 入 院 500 円／日 (月 7 日限度)	

- ・更新の申請が必要（新医療証は、審査後、認定者にのみ9月下旬までに送付）
 ※11 月以降に申請があった場合、助成を受けられない期間が生じるので、遅くとも10 月までの申請が必要
- ・受給者番号の頭1桁が「6」から始まる7桁の番号に変更（2桁目以降も昨年度とは異なる番号）
- ・年齢により一部自己負担金が異なるので、受診の際は医療証記載の一部自己負担金の欄を要確認

<国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯>

- ・医療証の交付対象
- ・資格証世帯の場合は全額自己負担となり、医療機関窓口での医療証使用不可
- ・医療費の払い戻しを受けるためには、区役所で特別療養費及び医療費助成分についての申請手続きが必要